

1 第210回国会概観

1 会期及び活動等の概要

（召集・会期）

第210回国会（臨時会）は、令和4年(2022年)10月3日に召集され、同日、参議院議場において開会式が行われた。会期は、衆参両院の本会議において、12月10日までの69日間とする旨議決された。

（院の構成）

参議院では、召集日当日の本会議で議席の指定が行われた後、13常任委員長（内閣、総務、法務、外交防衛、文教科学、農林水産、経済産業、国土交通、環境、予算、決算、行政監視、議院運営）の辞任、14常任委員長の選挙（欠員中の財政金融含む）、7特別委員会（災害対策、ODA沖縄北方、倫理選挙、拉致問題、地方デジタル、消費者問題、震災復興）の設置、3調査会（外交・安保、国民生活、資源・持続可能）の設置等が行われた。

衆議院では、召集日当日の本会議で、常任委員長の辞任及び選挙、9特別委員会（災害対策、倫理選挙、沖縄北方、拉致問題、消費者問題、科学技術、震災復興、原子力、地方創生）の設置等が行われた。

（所信表明演説・質疑）

召集日当日、衆参両院の本会議で、岸田内閣総理大臣の所信表明演説が行われ、これに対する質疑（代表質問）が、衆議院で10月5日及び6日、参議院で同6日及び7日にそれぞれ行われた。

（令和四年度第2次補正予算）

「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）の実施に必要な経費の追加等を行う一方、租税及び印紙収入の増収を見込むとともに、前年度剰余金の受入れや公債金の増額等を行うため、11月21日、令和四年度第2次補正予算2案が衆議院に提出された。

同補正予算2案は、衆議院では、11月29日に予算委員会及び本会議でそれぞれ可決され、参議院に送付された。

参議院では、11月30日から予算委員会において質疑が行われ、12月2日に同補正予算2案を可決すべきものと決定した。

同日の本会議において、同補正予算2案は可決され、成立した（衆参での審査の概要は、後述2（1）参照）。

（大臣の辞任）

世界平和統一家庭連合（旧統一教会）との関係が相次いで明らかになっている山際国務大臣が10月24日辞任、後任として後藤国務大臣が就任した。

また、桒梨法務大臣が職務に関する軽率な発言をし、11月11日辞任、後任として齋藤

法務大臣が就任した。

さらに、政治資金などの問題が相次いで明らかになっている寺田総務大臣が11月20日辞任し、後任として松本総務大臣が就任した。

（新型コロナウイルス感染症対策）

参議院における新型コロナウイルス感染症対策として、引き続き、本会議や各委員会において、議員同士の間隔を広げて着席し、議場においては起立採決を採用する等の対応を行った。

なお、院内参観及び傍聴については、11月22日の議院運営委員会理事会において、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を講じる一方、これまで行ってきた人数制限等の措置を緩和することが決定された。

2 予算・決算

（１）令和四年度第２次補正予算

令和四年度第２次補正予算２案は、11月21日、衆議院に提出され、同22日に衆参の予算委員会において、それぞれ趣旨説明を聴取した。

衆議院では、11月25日から質疑を行った。同29日に質疑を終局した後、立憲及び維新の２派共同、国民並びにれ新がそれぞれ提出した編成替動議（３件）の趣旨弁明を聴取し、補正予算２案及び動議３件に対する討論を行い、採決の結果、動議３件をそれぞれ否決し、補正予算２案を原案どおり可決すべきものと決定した。

11月29日の本会議において、討論を行い、採決の結果、補正予算２案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、11月30日及び12月１日に総括質疑を行い、同２日に集中審議及び締めくくり質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、補正予算２案を原案どおり可決すべきものと決定した。

12月２日の本会議において、討論を行い、採決の結果、補正予算２案は可決され、成立した。

（２）令和三年度決算

令和三年度決算外２件は、11月18日に提出された。

3 法律案・条約・決議

（審議の概況）

内閣提出法律案は、今国会提出22件のうち、21件が成立した（成立率95.5％）。

参議院議員提出法律案は、今国会提出７件であったが、成立した法律案はなかった。

衆議院議員提出法律案は、今国会提出18件、継続42件のうち、６件が成立した（成立率10.0％）。

条約は、今国会提出１件が承認された。

決議案は、今国会提出 2 件の全てが可決された。

（１）感染症法等改正案

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、国及び都道府県並びに関係機関の連携協力による病床、外来医療及び医療人材並びに感染症対策物資の確保の強化、保健所や検査等の体制の強化、情報基盤の整備、機動的なワクチン接種の実施、水際対策の実効性の確保等の措置を講じる「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案」（閣法第 5 号）が、10月 7 日、衆議院に提出された。

衆議院では、10月25日の本会議で、同法律案、「国民本位の新たな感染症対策を樹立するための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法の一部を改正する法律案」（衆第 5 号）及び「新型インフルエンザ等治療用特定医薬品の指定及び使用に関する特別措置法案」（衆第 6 号）の趣旨説明を順次聴取し、質疑を行った。その後、各法律案が付託された厚生労働委員会で、同26日に趣旨説明を聴取し、同28日から質疑を行った。11月 4 日に閣法第 5 号について質疑を終局するとともに、自民、立憲、維新及び公明の 4 派共同提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案を可決し、閣法第 5 号を修正議決すべきものと決定した。

11月 8 日の本会議において、閣法第 5 号は、修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、11月11日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された厚生労働委員会で、同15日に趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、同日から質疑を行った。同24日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

12月 2 日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

（２）民法等改正案

子の権利利益を保護する観点から、嫡出の推定が及ぶ範囲の見直し及びこれに伴う女性に係る再婚禁止期間の廃止、嫡出否認をすることができる者の範囲の拡大及び出訴期間の伸長、事実反する認知についてその効力を争うことができる期間の設置等の措置を講じるとともに、親権者の懲戒権に係る規定を削除し、子の監護及び教育において子の人格を尊重する義務を定める等の措置を講じる「民法等の一部を改正する法律案」（閣法第12号）が、10月14日、衆議院に提出された。

衆議院では、11月 1 日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された法務委員会で、同 2 日に趣旨説明を聴取し、同 8 日から質疑を行った。同 9 日に質疑を終局した後、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

11月17日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、11月18日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律

案が付託された法務委員会で同22日に趣旨説明を聴取し、12月6日から質疑を行った。同8日に質疑を終局した後、共産提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

12月10日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

（３）公職選挙法改正案（10増10減）

衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行うとともに、衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を改める「公職選挙法の一部を改正する法律案」（閣法第15号）が、10月25日、衆議院に提出された。

衆議院では、同法律案が付託された政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会で、11月2日に趣旨説明を聴取し、同8日に質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

11月10日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、同法律案が付託された政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会で、11月11日に趣旨説明を聴取し、同16日に質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

11月18日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

（４）消費者契約法等改正案、法人寄附不当勧誘防止法案

社会経済情勢の変化等に対応して、消費者の利益の擁護を更に図るため、消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる範囲を拡大するとともに、取消権の行使期間を伸長する等の措置を講じるほか、独立行政法人国民生活センターの業務として適格消費者団体が行う差止請求関係業務の円滑な実施のために必要な援助を行う業務を追加する等の措置を講じる「消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案」（閣法第18号）が、11月18日、衆議院に提出された。

また、法人等からの寄附の勧誘を受ける個人の権利の保護等を図る観点から、法人等による不当な寄附の勧誘を禁止し、当該不当な寄附の勧誘を行う法人等に対する行政上の措置等を定めるとともに、寄附の意思表示の取消しの範囲の拡大及び扶養義務等に係る定期金債権を保全するための債権者代位権の行使に関する特例の創設等の措置を講じる「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案」（閣法第22号）が、12月1日、衆議院に提出された。

衆議院では、12月6日の本会議で両法律案について趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された消費者問題に関する特別委員会で、同日に趣旨説明を順次聴取し、質疑を行った。同8日に質疑を終局した後、閣法第18号に対する共産提出の修正案、閣法第22号に対する自民、立憲、維新、公明及び国民の5派共同提出の修正案並びに共産提出の修正案について趣旨説明を順次聴取した。両原案及び各修正案

について、討論を行い、順次採決の結果、まず閣法第18号について共産提出の修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。次に、閣法第22号について共産提出の修正案を否決した後、自民、立憲、維新、公明及び国民の5派共同提出の修正案を可決し、修正議決すべきものと決定した。

12月8日の本会議において、両法律案について、討論の後、閣法第18号は可決、閣法第22号は修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、同日の本会議で両法律案について趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された消費者問題に関する特別委員会で、同9日に趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、同日から質疑を行った。同10日に質疑を終局した後、討論を行い、順次採決の結果、両法律案をいずれも可決すべきものと決定した。

12月10日の本会議において、両法律案は討論の後、いずれも可決され、成立した。

(5) 決議案

参議院では、10月6日の本会議において、「北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議案」が、12月5日の本会議において、「新疆ウイグル等における深刻な人権状況に対する決議案」が、それぞれ可決された。

4 その他

(1) 参議院改革協議会

参議院改革については、これまで歴代議長の下で議論する場が設けられ、実績が重ねられてきたところ、11月9日、尾辻議長の下により各会派代表者懇談会が開かれ、参議院改革協議会を設置する旨の合意がなされた。これを受けて、同11日の議院運営委員会において、議長の下に、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、参議院改革協議会を設置することを決定し、同日の本会議で議院運営委員長が協議会の設置について報告した。

協議会は今国会中、2回開会された。11月16日に初回の協議会が開かれ、同29日には山東前議長の下で設置された参議院改革協議会の報告書及び令和4年参議院議員通常選挙定数訴訟に係る各高裁判決について事務局から説明を聴取した。

(2) 国会同意人事案件

今国会に提出された11機関26名の国会同意人事案件は、両議院の同意を得た。

(3) 憲法審査会

11月9日、憲法に対する考え方について意見の交換を行った。12月7日には、憲法に対する考え方について（特に、憲法における参議院の在り方並びに参議院議員の選挙区の一票の較差及び合区問題を中心として）について参議院法制局及び憲法審査会事務局当局から説明を聴き、意見の交換を行った。

(4) 情報監視審査会

審査会は3回開会された。

6月7日に政府から国会に提出された「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」について、10月28日に高市国务大臣から説明を聴き、11月2日に政府から補足説明を聴いた後、質疑を行った。また、同日、令和3年12月及び令和4年6月の本審査会の年次報告書における指摘事項について、政府からの説明聴取及び質疑を行った後、「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」について、政府からの説明聴取及び質疑を行った。